

事 務 連 絡
平成28年9月15日

関係各位

交野市福祉部高齢介護課長

交野市民による他市の指定地域密着型サービス事業所の利用について（通知）

平素は本市介護保険行政の運営にご協力いただきありがとうございます。

指定地域密着型サービスは、介護保険法第78条の2の規定により、原則としてその施設がある市町村の被保険者のみが利用できるサービスのため、本市の被保険者が他市の地域密着型サービスを利用することはできません。

しかしながら、特別な事情があるときは、特例として事業所の所在市町村長等の同意により、他市町村の被保険者の利用が可能となっています。

つきましては、十分に検討した結果、本市の被保険者が他市の地域密着型サービスの利用に必要な特別な事情がある場合は、下記のとおり手続きが必要となりますので、よろしくお願いします。

記

1. 手続きの流れ

- ①事前に高齢介護課へ利用について相談の後、「(様式1) 他市町村所在の指定地域密着型サービス事業所利用に係る市町村長同意申請書」に必要事項を記入し、高齢介護課に申請を行います。
- ②申請受理の後、内容を審査し、他市の指定地域密着型サービスの利用が必要と判断された場合には、当該施設のある市町村に、当該施設の利用同意依頼を行います。
- ③当該施設のある市町村から同意が得られた後、当該施設に対して事業所指定の手続きを行います。
- ④当該施設の指定開始日からサービスを利用できます。

2. 利用の検討に際して

前記のとおり、本市の被保険者が他市の指定地域密着型サービスを利用することは原則できません。まずは、被保険者に対し制度の説明を丁寧に行うと共に、他のサービスや交野市内の地域密着型サービス等、被保険者が利用可能なサービス等について十分な検討が必要です。

十分な検討の上、当該施設を利用せざるを得ない特別な事情がある場合は、「(様式1別紙) 他市地域密着型サービス利用に係るチェックシート」に、必要な事情について詳細に記入してください。

なお、原則として利用できないサービスのため、申請内容の確認に時間を要する場合があります。

3. 利用についての留意事項

なお、利用申請から当該事業所の指定完了まで1ヶ月以上の期間が必要なため、利用が必要な場合には、期間に余裕をもって相談してください。

(お問い合わせ)

交野市福祉部高齢介護課

電 話 : 0 7 2 - 8 9 3 - 6 4 0 0 (代)

e-mail : kaigo@city.katano.osaka.jp